

横浜市立みなと赤十字病院治験審査委員会標準業務手順書 変更対比表

変更箇所	変更前	変更後	変更理由
表紙	改正日：平成28年2月8日	改正日：令和2年4月1日	記載更新
P.7 (治験審査 委員会の運 営) 第5条	記載なし	8 緊急の場合等、委員長が必要と認める場合、テレビ会議・Web会議等、双方向の円滑な意思疎通が可能な手段による出席が可能であり、審議資料の配布・提示が適切にされている場合において、テレビ会議・Web会議にて出席した委員も審議及び採決へ参加できるものとする。なお、テレビ会議・Web会議等の通信手段を用いて審議を行った場合は、その旨がわかるように記録を残すこととする。	緊急時にテレビ会議・Web会議等の運用を可能とするため
	<u>8</u> 判定は次の各号のいずれかによる。	<u>9</u> 判定は次の各号のいずれかによる。	記載整備
	<u>9</u> 病院長は治験審査委員会の審査結果について・・・	<u>10</u> 病院長は治験審査委員会の審査結果について・・・	記載整備
	<u>10</u> 治験審査委員会は、審議及び採決に・・・	<u>11</u> 治験審査委員会は、審議及び採決に・・・	記載整備
	<u>11</u> 治験審査委員会は、審議終了後速やかに・・・	<u>12</u> 治験審査委員会は、審議終了後速やかに・・・	記載整備
	<u>12</u> 治験審査委員会は、承認済の治験について・・・	<u>13</u> 治験審査委員会は、承認済の治験について・・・	記載整備

附則		附則 この手順書は、令和2年4月1日から施行する。	追記
----	--	------------------------------	----